

生涯スポーツ教室

①トレーニング教室Ⅱ

◇日時…10月18日～12月13日までの毎週(11月8日を除く)全8回14:00～15:30

◇場所…市総合体育館トレーニング室ほか

◇定員・経費…先着20人・1000円

②基礎からはじめるシェイプアップ

◇日時…10月19日～11月16日までの毎週全5回9:00～11:00

◇場所…東山総合体育館

◇定員・経費…先着20人・500円

③ヨガ教室

◇日時…10月18日～11月15日までの毎週全5回10:00～11:30

◇場所…室根曲ろくふれあいセンター

◇定員・経費…先着30人・500円

共通事項

◇参加資格…市内に居住または勤務する人

◇申し込み…9月15日(金)～

◎申込先・問い合わせ先…①市総合体育館 ☎③1112 東山総合体育館 ☎⑤1141 ③室根きらめきパーク ☎④2611

コンディショニング&テニスセミナー(無料)

◇日時・対象…10月30日(日)【午前の部】10:00～12:00・指導者およびテニス経験者【午後の部】13:00～15:00・ジュニア、テニス愛好家、初心者

◇場所…一関運動公園テニスコート

◇定員・申し込み…先着100人・10月1日(土)～

◎申込先・問い合わせ先…市総合体育館 ☎③1111

交通災害共済の加入はお済みですか?

各金融機関での取り扱いは9月30日(金)までです。手続きはお早めに。※10月1日以降は本庁生活環境課および各支所市民課で受け付けます。共済期間は、手続きの翌日から24年7月31日(日)までです。

◎問い合わせ先…本庁生活環境課 ☎②8342または各支所市民課

8)555、IP電話PHSからは☎03(6700)1144、一関年金事務所 ☎④4246

◇目的：精神や身体に著しく重度の障がいがある人に対し、福祉の向上のため支給◇受給資格：20歳以上で▼両上肢と両下肢の機能のいずれにも身体障害者手帳1～2級(2級は一部)程度の障がいがある▼国民年金の障害年金1級程度の障がい重複する▼その他これらと同程度以上と認められる著しく重度の障がいの状態のため、日常生活

①生活再建セミナー
②特別障がい者手当
③存じですか?特別障がい者手当
④多重債務整理・消費者問題の相談

◇目的：精神や身体に重度の障がいがある人に対し、福祉の向上のため支給◇受給資格：20歳未満で▼両上肢の機能に身体障害者手帳1～2級(2級は一部)程度の障がいがある▼両下肢の機能に身体障害者手帳1級程度の障がいがある▼その他これらと同程度以上と認められる重度の障がいの状態のため、日常生活

⑤司法書士による消費者問題相談
⑥FPによる無料相談会
⑦多重債務整理・消費者問題の相談
⑧司法書士による消費者問題相談

◇目的：精神や身体に重度の障がいがある人に対し、福祉の向上のため支給◇受給資格：20歳未満で▼両上肢の機能に身体障害者手帳1～2級(2級は一部)程度の障がいがある▼両下肢の機能に身体障害者手帳1級程度の障がいがある▼その他これらと同程度以上と認められる重度の障がいの状態のため、日常生活

⑨盛岡市)電話無料相談
⑩司法書士による消費者問題相談
⑪労働保険年度更新の申告・納期限について

◇目的：精神や身体に重度の障がいがある人に対し、福祉の向上のため支給◇受給資格：20歳未満で▼両上肢の機能に身体障害者手帳1～2級(2級は一部)程度の障がいがある▼両下肢の機能に身体障害者手帳1級程度の障がいがある▼その他これらと同程度以上と認められる重度の障がいの状態のため、日常生活

⑫傾聴ボランティア講座(2回コース)
⑬交流会(語り合いと研修会)
⑭司法書士全国一斉無料相談・成年後見無料相談
⑮司法書士無料相談会
⑯司法書士による消費者問題相談

◇目的：精神や身体に重度の障がいがある人に対し、福祉の向上のため支給◇受給資格：20歳未満で▼両上肢の機能に身体障害者手帳1～2級(2級は一部)程度の障がいがある▼両下肢の機能に身体障害者手帳1級程度の障がいがある▼その他これらと同程度以上と認められる重度の障がいの状態のため、日常生活

⑰多重債務整理・消費者問題の相談
⑱労働保険年度更新の申告・納期限について

◇目的：精神や身体に重度の障がいがある人に対し、福祉の向上のため支給◇受給資格：20歳未満で▼両上肢の機能に身体障害者手帳1～2級(2級は一部)程度の障がいがある▼両下肢の機能に身体障害者手帳1級程度の障がいがある▼その他これらと同程度以上と認められる重度の障がいの状態のため、日常生活

⑲労働保険年度更新の申告・納期限について

◇目的：精神や身体に重度の障がいがある人に対し、福祉の向上のため支給◇受給資格：20歳未満で▼両上肢の機能に身体障害者手帳1～2級(2級は一部)程度の障がいがある▼両下肢の機能に身体障害者手帳1級程度の障がいがある▼その他これらと同程度以上と認められる重度の障がいの状態のため、日常生活

⑳労働保険年度更新の申告・納期限について

◇目的：精神や身体に重度の障がいがある人に対し、福祉の向上のため支給◇受給資格：20歳未満で▼両上肢の機能に身体障害者手帳1～2級(2級は一部)程度の障がいがある▼両下肢の機能に身体障害者手帳1級程度の障がいがある▼その他これらと同程度以上と認められる重度の障がいの状態のため、日常生活

①傾聴ボランティア講座(2回コース)
②交流会(語り合いと研修会)
③司法書士全国一斉無料相談・成年後見無料相談
④司法書士無料相談会
⑤司法書士による消費者問題相談

◇目的：精神や身体に重度の障がいがある人に対し、福祉の向上のため支給◇受給資格：20歳未満で▼両上肢の機能に身体障害者手帳1～2級(2級は一部)程度の障がいがある▼両下肢の機能に身体障害者手帳1級程度の障がいがある▼その他これらと同程度以上と認められる重度の障がいの状態のため、日常生活

⑥多重債務整理・消費者問題の相談
⑦労働保険年度更新の申告・納期限について

◇目的：精神や身体に重度の障がいがある人に対し、福祉の向上のため支給◇受給資格：20歳未満で▼両上肢の機能に身体障害者手帳1～2級(2級は一部)程度の障がいがある▼両下肢の機能に身体障害者手帳1級程度の障がいがある▼その他これらと同程度以上と認められる重度の障がいの状態のため、日常生活

⑧労働保険年度更新の申告・納期限について

◇目的：精神や身体に重度の障がいがある人に対し、福祉の向上のため支給◇受給資格：20歳未満で▼両上肢の機能に身体障害者手帳1～2級(2級は一部)程度の障がいがある▼両下肢の機能に身体障害者手帳1級程度の障がいがある▼その他これらと同程度以上と認められる重度の障がいの状態のため、日常生活

⑨労働保険年度更新の申告・納期限について

◇目的：精神や身体に重度の障がいがある人に対し、福祉の向上のため支給◇受給資格：20歳未満で▼両上肢の機能に身体障害者手帳1～2級(2級は一部)程度の障がいがある▼両下肢の機能に身体障害者手帳1級程度の障がいがある▼その他これらと同程度以上と認められる重度の障がいの状態のため、日常生活

※広告に関する問い合わせは、岩手県日新聞社 ☎51111まで。

和装 洋装 Good Wedding 挙式+フォトプラン

時間も予算もなげに記念に残る結婚式がしたい! そんなお二人へ…短期間でのお打ち合わせでも経験豊富なプランナーがアドバイス致しますので、忙しいお二人でも安心しておまかせください!

チャペル挙式+フォトプラン 198,000円～
神前挙式+フォトプラン 168,000円～

SHISHIDO フライダールセンター
tel.0197-22-6440
奥州市水沢区中町27 水沢駅前シジドビル1F 定休日:毎週火曜日
E-mail:bridal.shishido-1@i.softbank.jp
URL:http://shishido.oshushi.com/

身近な生活情報がいっぱい!!読みやすい新聞。

それが岩手日日です。

購読料(1カ月) 2,243円(税込)

お支払い方法は自動振替をご利用下さい。

お求めやすい料金も魅力!!

生活情報満載フリーペーパー「いわにちリビング」(毎週土曜日発行) 便利な「4か月カレンダー」(年3回)

地域の記事を中心に、スポーツ、連載企画、国内外のニュースも盛り沢山。

岩手日日販売株式会社 ☎0120-22-4317

●広報いちのせき本号の印刷経費は、1部あたり約14円です。

11 がんばろう気仙